

宮城県動物愛護管理推進計画

平成19年12月
宮城県

目次

第1章	
1 動物の愛護及び管理に関する宮城県の現状と課題	1
犬の登録及び狂犬病の予防注射接種状況等	1
犬に関する苦情・相談	1
犬、ねこの引取と不妊去勢措置実施状況	3
引取った犬、ねこの処分状況	5
動物取扱業の態様	7
動物愛護に関する普及啓発の状況	8
学校飼育動物アンケート調査の結果	9
県内の動物愛護団体の状況	11
災害時の動物救護態勢	11
第2章	
1 計画の策定	12
策定の背景	12
計画の目的	12
計画の期間	13
2 動物愛護管理推進計画の基本理念	13
基本理念1 動物愛護を通じた生命を大切にする心の育成	13
基本理念2 動物の適正な管理に基づいた人と動物が共生する社会の形成	14
基本理念3 動物の愛護と管理に関する県民合意の形成と協働関係の構築	14
3 施策	15
施策1 動物愛護思想の醸成及び終生飼養の推進	15
施策2 動物愛護教育の実施	16
施策3 飼養者への適正飼養に関する知識の普及	16
施策4 犬の登録と狂犬病予防注射接種の啓発	17
施策5 捕獲抑留（収容）犬の返還率の向上	17
施策6 健全な動物取扱業者の育成	18
施策7 動物取扱業者による適正飼養に関する普及啓発	18
施策8 動物の介在活動への理解の促進	19
施策9 地域や社会の実情を踏まえた動物の愛護管理のあり方の合意形成	20
施策10 飼養者、地域住民、動物愛護推進員、動物愛護団体、獣医師会、 行政による協働関係の構築	20
施策11 大規模災害に対応できる救護態勢の整備	21
4 計画の推進体制	22
5 計画の見直し	22
6 施策の実行年度計画	23
資料	25
宮城県動物愛護管理推進計画策定懇話会開催要綱	26
宮城県動物愛護管理推進計画策定懇話会委員名簿	27
宮城県動物愛護管理推進計画策定懇話会の開催経過	28

第 1 章

1 動物の愛護及び管理に関する 宮城県の実況と課題

犬の登録及び狂犬病の予防注射接種状況等

平成 18 年度の宮城県（仙台市を含む）における犬の登録頭数は表 1 のとおり 136,123 頭で、6～7 世帯に 1 頭の割合で飼養されています。このうち、狂犬病予防注射接種頭数は 113,959 頭で接種率は 83.7% となっています。予防注射を実施しない理由としては、老齢や治療中であることのほか、そもそも予防注射が義務であることを承知していないことや屋内で飼養するので予防注射の必要性がないと考えていること、あるいは登録手数料や狂犬病予防注射手数料に対する抵抗のあることが要因と考えられます。飼い犬の登録と狂犬病の予防接種については、法律で定まっている義務であることを様々な機会をとらえて啓発し、引き続き登録と予防注射接種率の向上を目指す必要があります。

表 1 宮城県内の犬の登録頭数及び狂犬病予防注射接種状況

年度	登録頭数	狂犬病予防注射接種頭数	注射接種率
平成 14	131,834	113,052	85.7%
平成 15	133,574	113,673	85.1%
平成 16	134,469	114,719	85.3%
平成 17	135,428	113,075	83.5%
平成 18	136,123	113,959	83.7%

犬に関する苦情・相談

犬に関する苦情や相談は年間 4,000 件程度寄せられています。このうち苦情件数については、平成 14 年度から平成 18 年度は年間 1,600 件前後で推移しています。苦情の内容は、放浪犬等の捕獲依頼が最も多く、放し飼いや鳴き声に関する苦

情がこれに続いています。苦情件数がほぼ同数の仙南地区と仙台市を比較してみますと、仙南地区は捕獲依頼が仙台市の約2倍ですが、犬の鳴き声の苦情は仙台市が多いという結果になっています。また、鳴き声に関する苦情は塩釜地区も多く、栗原地区や登米地区では鳴き声に関する苦情がほとんどないことから、これは住宅が密集する都市部の特徴と思われる。このことから都市部と他の地域との苦情の内容の違いに配慮した適正飼養の普及啓発が重要であると考えられます。

犬に関する相談件数は、年間2,400件程度寄せられており、その内容は失踪犬の照会や飼養できなくなった犬の引取依頼などとなっており、適正な飼養について、さらなる啓発を飼養者に対して行っていく必要があると考えられます。

また、飼養者の義務として、登録を受けた犬には鑑札を装着しなければなりません。国の調査では装着率が全国で約25%と低い状況となっており、捕獲・抑留犬や、飼養者不明で保護される犬を減少させていくためには、飼養者に対して鑑札や注射済票を装着するよう積極的に指導していく必要があります。

一方、ねこについては県内全域、特に住宅が近接する地域で問題が生じています。不妊去勢措置を実施していないねこが地域内を自由に歩き回るため、繁殖を繰り返し、結果として鳴き声や糞尿などの苦情が絶えない状況となっています。

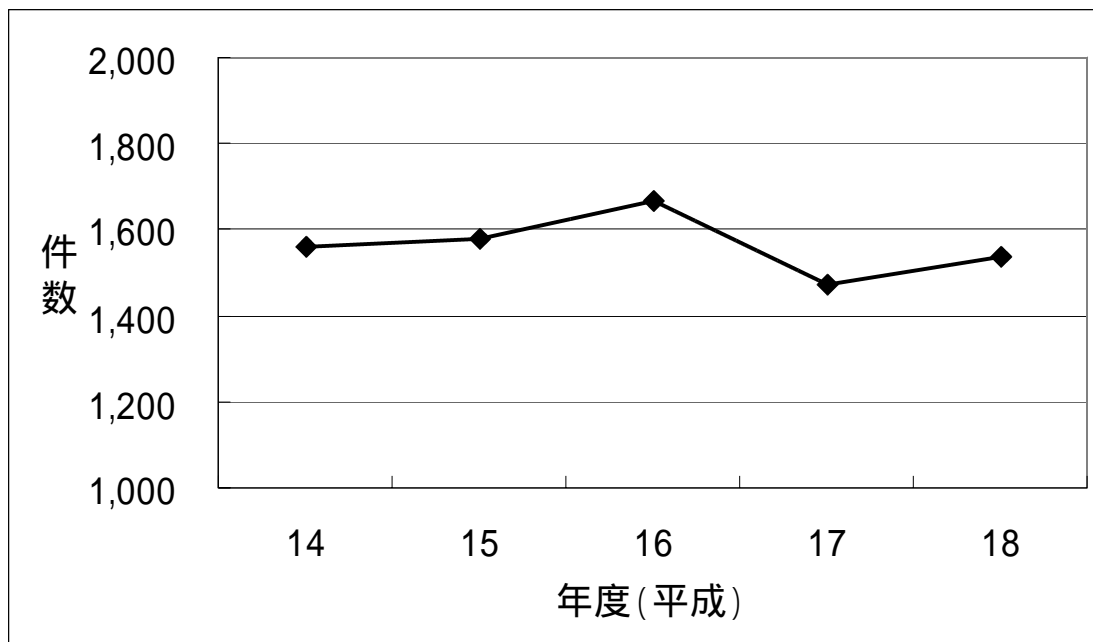


図1 県内の苦情受理件数

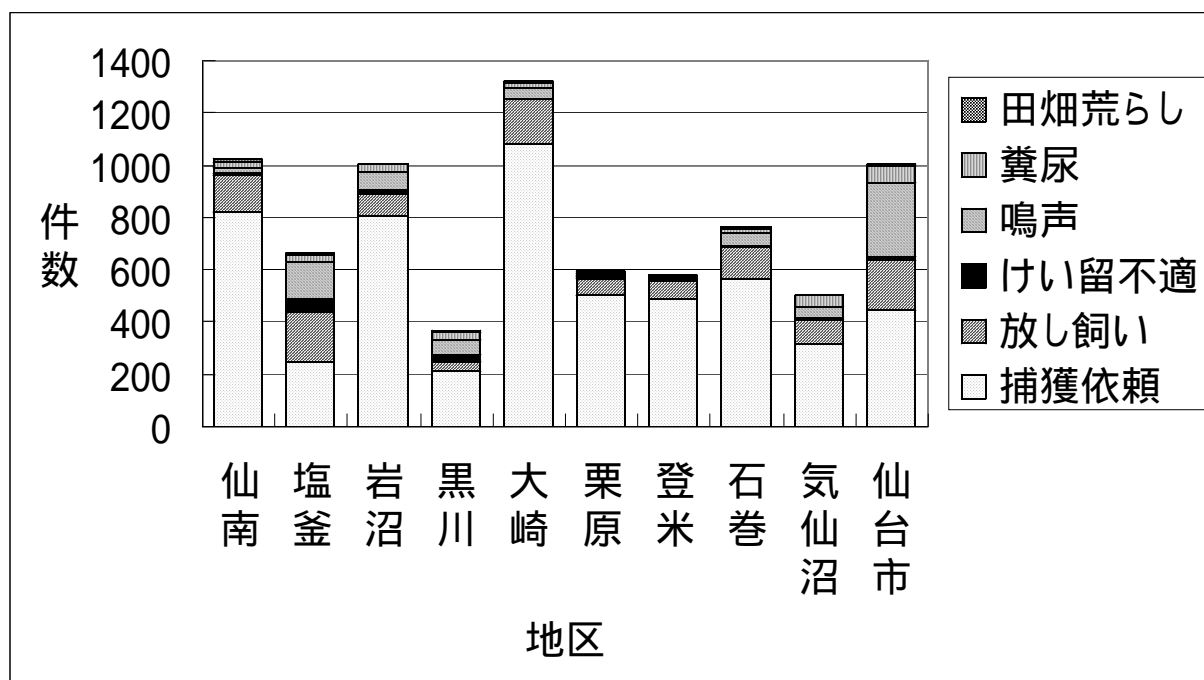


図2 県内の地域別苦情状況 (平成14年度から平成18年度の合計値)

表2 犬の鑑札・注射済票の装着状況

	装着率
飼育犬	24.6%
譲渡した犬(動物愛護センター)	60.0%

(平成17年度厚生労働科学特別研究事業)

犬、ねこの引取と不妊去勢措置実施状況

県内での犬及びねこの引取頭数は、表3に示したとおりです。

犬については、仙台市を除く宮城県での引取頭数が、平成18年度では平成2年度に比較して1/4程度に、仙台市においては1/8程度にまで減少してきました。特に仔犬の引取頭数が少なくなってきました。

また、犬の引取頭数の登録頭数に対する割合は、仙台市を除く宮城県では、平成8年度の3.9%から平成18年度は1.2%に減少、仙台市においては平成8年度の1.4%から平成18年度は0.3%にまで減少しており、終生飼養が浸透してきていることがうかがえます。

ねこについては、仙台市を除く宮城県の引取頭数は平成18年度は平成2年度に比較して約1.5倍に増加しておりますが、仙台市においては同様に比較した場合、逆

に2 / 3程度に減少しています。近年の傾向として、仙台市を除くと成ねこの引取頭数は横ばいですが、仔ねこの引取頭数の増加が見られます。

これは、ねこの分娩回数が以前は年に1回だったものが、近年は栄養状態や環境の改善などにより2～3回に増えたことから、仔ねこの引取りが増加しているものと考えられます。さらに、こうして引取られた仔ねこのほとんどが離乳前のため譲渡が難しいという現状にあります。

平成18年度は、仙台市を含めた県内のねこの引取頭数が7,954頭、うち仔ねこの引取頭数は6,863頭となっており、そのほとんどが離乳前です。ねこのうち仔ねこの引取割合は、宮城県全体で85%、仙台市で88%となっており、犬、ねこ引取頭数全体の約74%を占めています。

ねこの引取頭数を減らす手段としては、飼養者による終生飼養はもちろんのこと、屋内飼養や不妊去勢措置の推進があります。また、飼養者がどうしても飼えなくなった場合、新たに飼ってもらえる人を探す手立ても必要です。

不妊去勢措置の状況は、表4のとおり全国的に見ると犬では、雄・雌とも13%前後です。これに対し、県の動物愛護センターでは、犬の譲渡の際に適正な飼い方、しつけ方及び心構えなど、新たな飼い主に対して必要な研修を実施しており、これまで譲渡した犬の不妊去勢措置の実施率は41%となっています。

このことから、飼養者に対して適正な不妊去勢措置の実施を啓発することにより、その実施率が向上するものと考えられます。

表3 犬及びねこの引取頭数の推移

年 度	犬		ねこ	
	県全体	仙台市	県全体	仙台市
平成 2	5,276	1,212	6,997(-)	3,030(2,592)
平成 8	3,723	453	8,097(-)	2,533(2,180)
平成13	2,300	357	8,966(7,702)	2,493(2,114)
平成18	1,309	162	7,954(6,863)	2,086(1,843)

() は仔ねこ再掲
: 再掲

表4 犬の不妊去勢措置実施状況

	犬
雄	12.9%
雌	13.7%
全 体	13.3%
参考：動物愛護センター譲渡犬	41.0%

(アニコムパフェ(株)調べ(を除く) 2006.9.)

引取った犬、ねこの処分状況

犬の引取頭数は、表3及び図3のとおり平成18年度は1,309頭で、平成13年度と比較して991頭減少しています。

ねこの引取頭数は、平成18年度は7,954頭で、平成13年度と比較して1,012頭減少しています。

引取った犬と捕獲・抑留した犬の譲渡状況は図4に示しています。引取頭数は年々減少しており、譲渡頭数はわずかながら増加傾向にあります。内訳を見ますと成犬では70～80頭と横ばいですが、仔犬はやや増加しております。しかしながら、引取られた犬、ねこは、ほとんどが処分されています。

ねこについては、大半が離乳前の仔ねこのため譲渡することは困難です。そのため、ねこの譲渡頭数は引取頭数の0.8%にとどまっております。

このことから、犬については成犬の譲渡を進めることが、ねこについては不妊去勢措置を進めて引取頭数を減らすことが処分頭数の減少につながるものと考えられます。

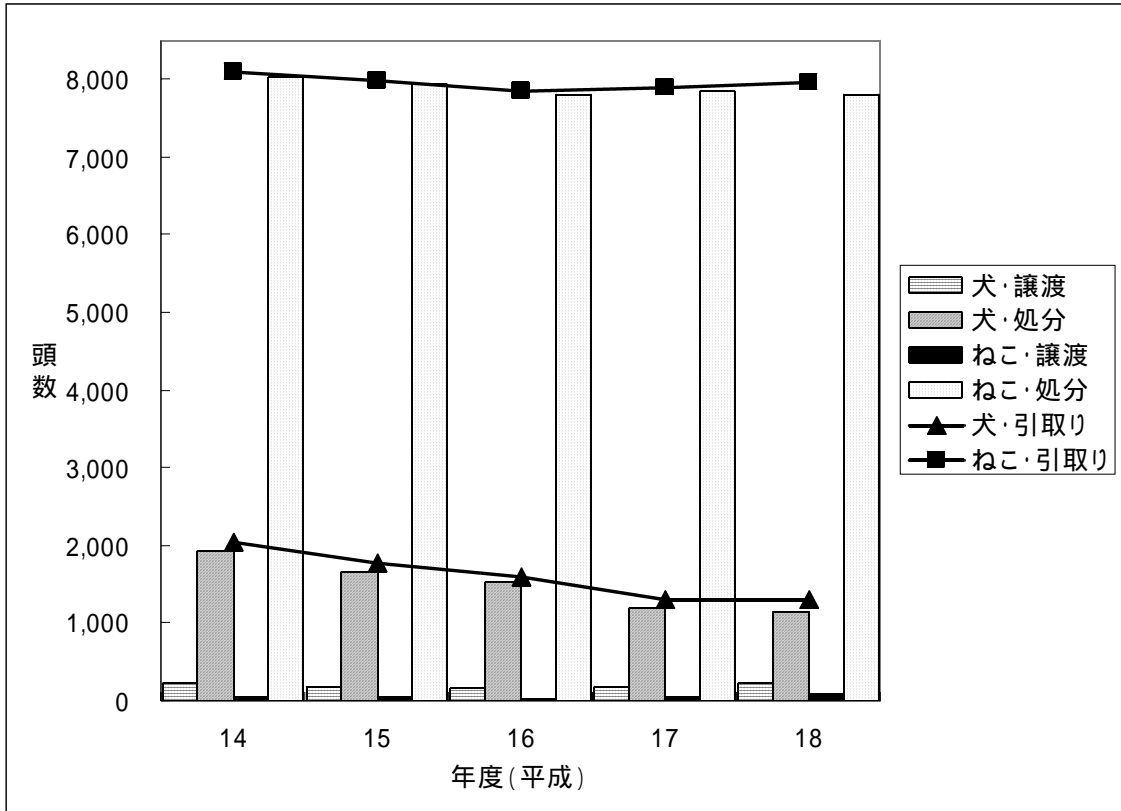


図3 県内における犬、ねこの引取頭数及び処分状況

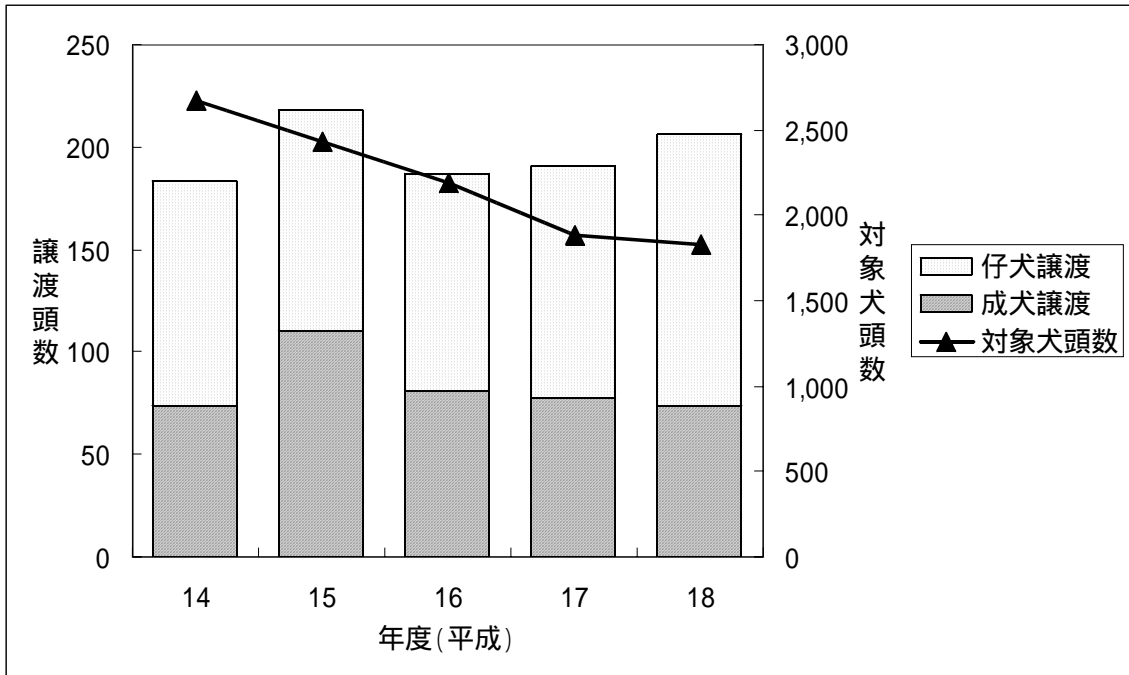


図4 県内における犬の譲渡実施状況

動物取扱業の態様

平成18年度の動物取扱業者は、表5のとおり400件を超え増加傾向にあります。営業形態としては販売（小売業者、卸売業者）、保管（ペットホテル業者、美容業者）、訓練（訓練・調教業者）、展示（水族館、動物ふれあいテーマパーク、乗馬施設）と様々ですが、動物を繁殖させて販売する、いわゆるブリーダーといわれる業態が最も多くなっています。

動物取扱業者の増加に伴い、購入後間もない動物の死亡や病気（失明、心臓疾患、骨格の疾患など遺伝性疾患や感染症）に関する消費契約関係のトラブルが増加傾向にあります。また、動物取扱業者が飼養している動物の不適切な飼養・保管による虐待や遺棄といった事件も発生しています。

犬、ねこ、小鳥などの動物は動物販売業者から入手することが多く、動物販売業者は購入者に対して動物の特性に関する説明や、ワクチン等接種の情報など、適正なサービスを提供することが求められます。

また、動物取扱業者における、特定動物（猿や鷹などの危険な動物）の飼養と保管の状況についても、立入調査を実施する必要があります。

表5 動物取扱業者の業種別登録状況（平成18年度）

	販売	保管	貸出	訓練	展示	登録業者総数
宮城県	195	105	5	26	17	256
仙台市	105	94	0	13	13	161
計	300	199	5	39	30	417

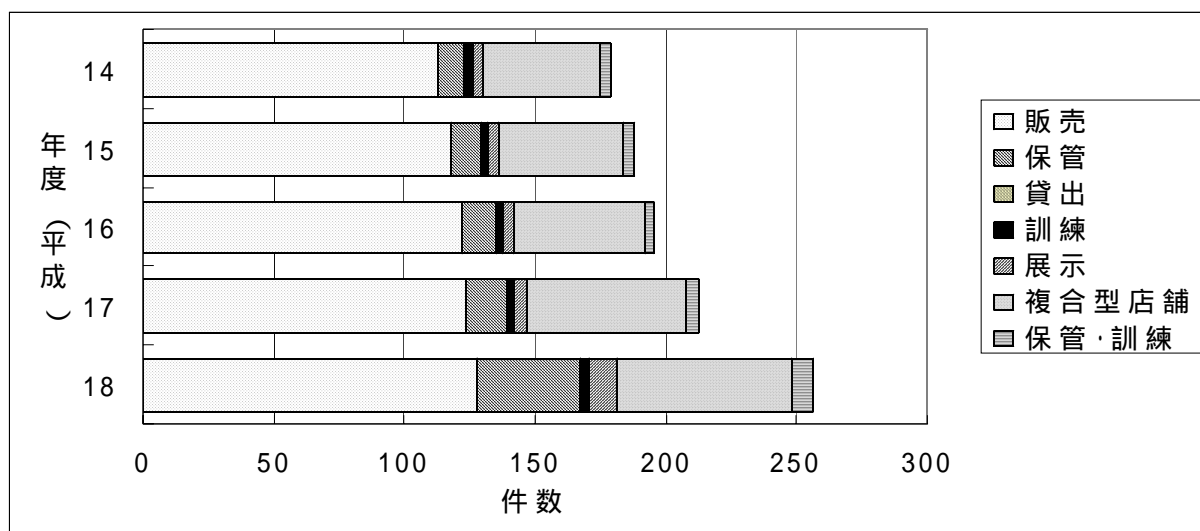


図5 県内の動物取扱業者の推移（仙台市を除く）

動物愛護に関する普及啓発の状況

犬、ねこなどの動物の虐待に関する新聞記事を目にする機会が多くなりました。動物への虐待が人への虐待につながっていくのではないかと懸念されており、動物とのふれあいを通して命の大切さや動物の適正飼養について、小学校低学年のうちから普及啓発を行うことが重要となってきています。

獣医師会では学校飼育動物の支援活動を行っており、動物愛護団体では活動の一環として学校を訪問し、子供たちへの愛護教育を実施しています。動物愛護センターでは幼稚園児や小学校低学年児童を対象とした動物との「ふれあい教室」や「ふれあい広場」の開催、保健所による「移動ふれあい教室」や、市町村、獣医師会と連携した「犬のしつけ方教室」など各種普及啓発事業を実施していますが、小学校での普及啓発が課題になっています。小学生、特に低学年の児童に対する動物愛護教育は、その後の人生において大きな影響を与えることが期待されます。このため、学校で、動物愛護管理に関する普及啓発を積極的に推進していく必要があります。

さらに、犬のしつけ方教室については、動物飼養者に対してだけでなく広く普及啓発を行うことにより、動物の安易な飼養の抑制や、動物との適切な関係が構築できるものと期待されます。そのためには地域に根ざした活動ができる人材を育成する必要があります。

表6 動物愛護センターにおける愛護事業実施状況

年度	ふれあい教室実施状況			ふれあい広場利用状況	
	件数		参加者数	開場日数	利用者数
	所内	移動			
平成14	54	3	2,435人	243日	11,054人
平成15	58	2	3,480人	247日	12,387人
平成16	63	2	4,087人	244日	11,968人
平成17	58	3	3,481人	245日	11,500人
平成18	57	3	3,346人	245日	11,233人

学校飼育動物アンケート調査の結果

動物愛護と適正飼養の普及啓発の参考に資するため、平成18年度に仙南地区、気仙沼地区及び栗原地区の小中学校を対象にアンケート調査を実施し、回答のあった153校についてまとめたものが図6～図8です。

図6を見て分るように、動物を飼養していない学校が全体の約75%を占めています。

学校で動物を飼わない理由として、小学校では、休日の飼育管理が困難であること、動物の病気が子供たちに感染するのではといった心配があること、また餌代に関する経済的な理由などがあげられています。中学校においても、毎日の飼育管理が困難であること、休日の飼育管理が難しいこと、経済的理由の順となっています。中には飼育できる先生がいないといった理由もあげられています。

動物を飼養している学校から県に対する要望として最も多いのが、人畜共通感染症についての知識、人への感染予防及び飼育の仕方についてのアドバイス並びに学校飼育動物担当獣医師とのパイプ役を果たしてほしいといった要望です。

上記のことから現在、学校では動物の持っている病原体が人に影響を与えるのではないかといった不安や、週休2日制のため動物に餌をやる手間が大変であるといった理由から動物の飼育が減少していることが読み取れます。

しかしながら、動物への虐待が人への虐待とつながっていくことが危惧されている昨今、子供たちに対して動物とふれあうことにより、愛護と適正な飼養を学ぶ機会を提供し、命の大切さ、尊さを伝えるようにしていかなければなりません。

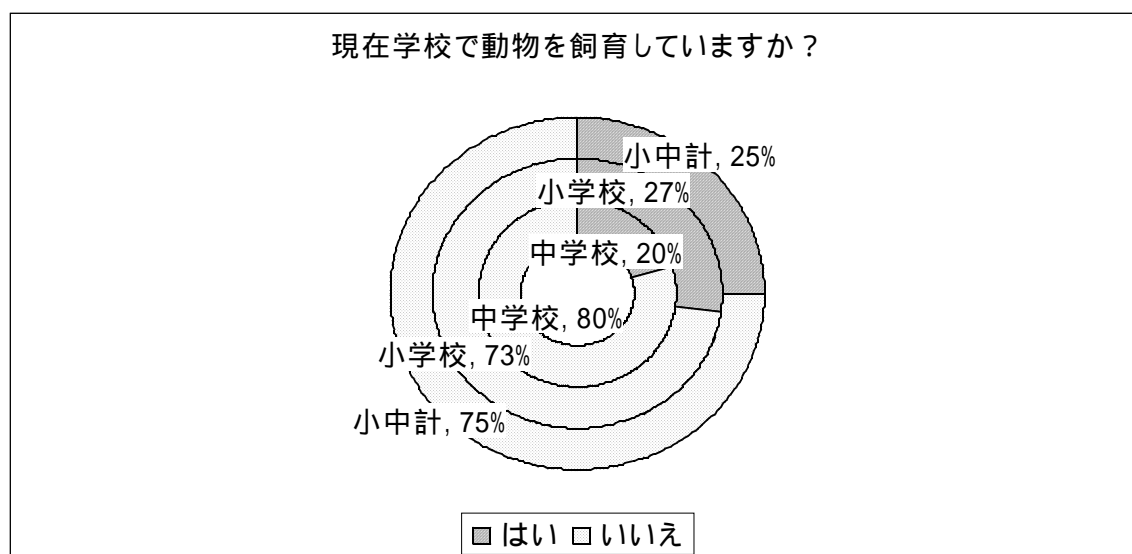


図6 学校での動物飼養状況（平成18年度）

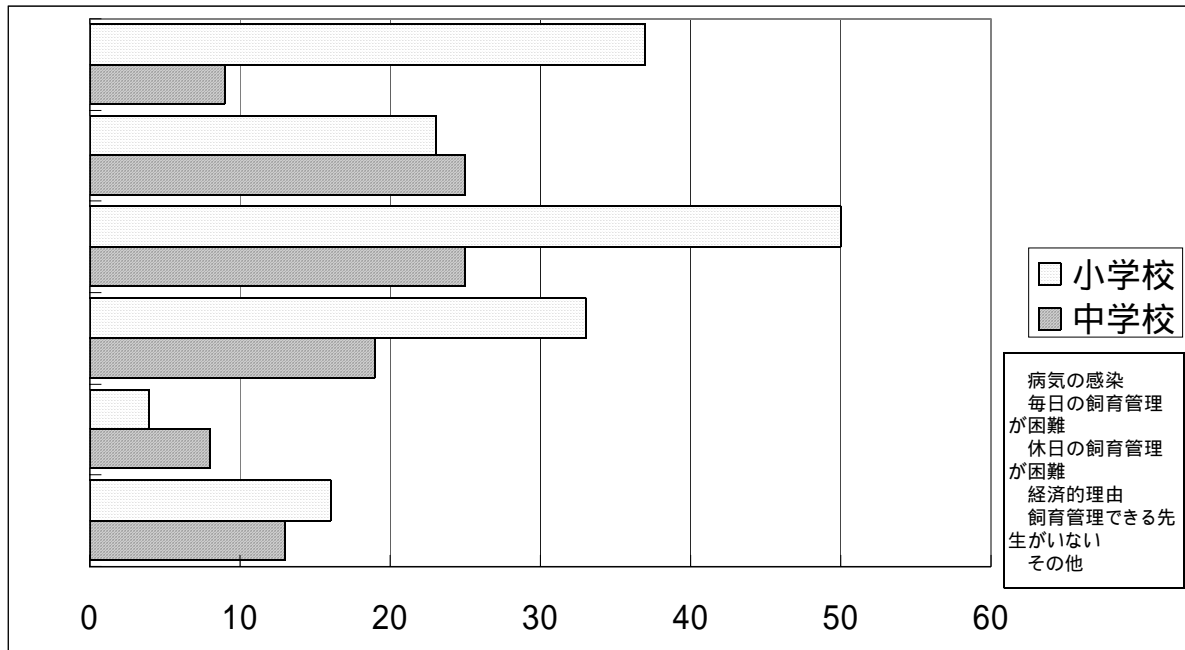


図7 学校で動物を飼養しない理由

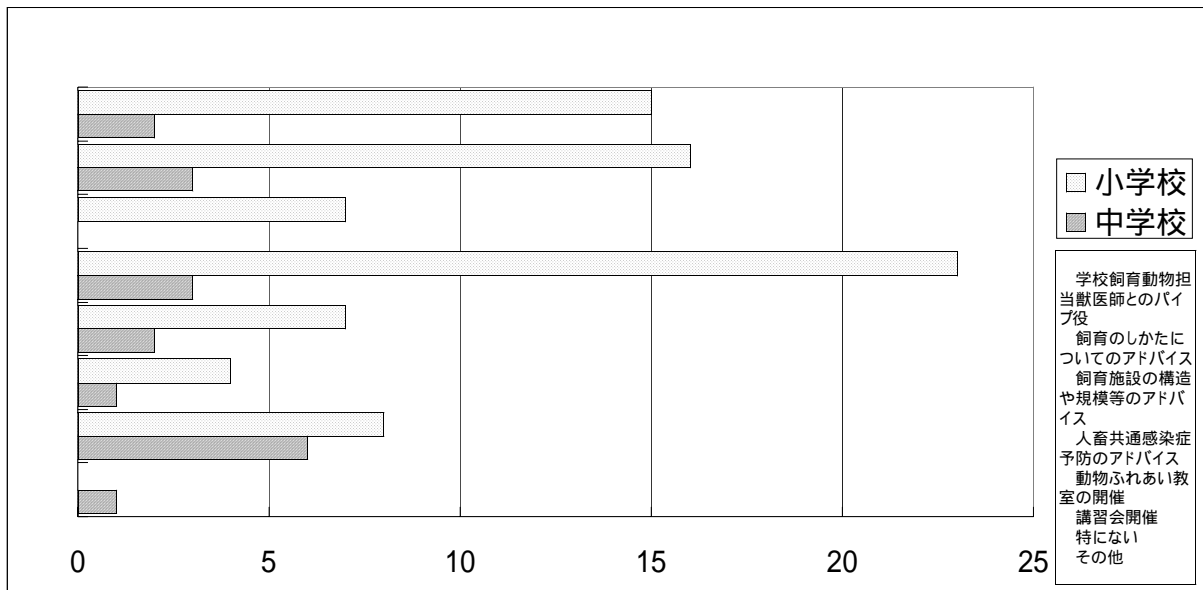


図8 行政への要望事項等

県内の動物愛護団体の状況

平成19年6月現在、県内で法人格を有している動物愛護団体は4団体あります。動物とのふれあい活動を通して命の大切さを教えたり、適正な飼養や、不妊去勢措置の普及啓発、飼い主不明動物の保護及び新しい飼い主探しなど、様々な動物愛護活動を行っています。各団体はそれぞれ独自に活動していますが、動物の譲渡や飼い主募集等について、行政との協働を働きかけていきたいと考えています。

災害時の動物救護態勢

過去に発生した大地震の際には、緊急災害時動物救援本部の受け入れ先がなく、長期に渡り仮本部での運用を余儀なくされた例がありました。被災した人の中には動物と被災生活を共にするために車内に長期間寝泊まりをしたため、体調が悪化し死亡するというケースも発生しました。また、被災した動物が飼養者と離ればなれになってしまうこともありました。

このようなことを防止するため、宮城県は（社）宮城県獣医師会と平成19年3月に協定を締結し、緊急災害時の動物救援本部の受け皿となる仕組みが構築されました。今後はマニュアルの策定や訓練の実施、さらに災害への備えについての普及啓発が課題となっております。

このため、災害時の初動体制の行動を想定した訓練を行うことや、動物の飼養者に対し、日頃のしつけの他、鑑札・注射済票、迷子札及びマイクロチップ等を装着するなどの普及啓発を実施していく必要があります。

第2章

1

計画の策定

動物の命の尊厳を守ることが動物愛護の基本であり、また、真に人と動物が共生できる社会を形成するため、生命を大切にすることを育むこと、動物による危害や迷惑を受けることのないように、動物の習性や生態を正しく理解し、適正に飼養管理する知識を飼養者に対して普及していくこと、そして、県民、関係団体、市町村、県など動物を取りまく関係者が動物の愛護と管理の考え方を理解し合意形成していけるよう計画を策定するものです。

策定の背景

家庭動物は、日々の生活の中で潤いと喜びを与え、心を和ませてくれる存在としてその重要性が高まってきています。一方、動物の遺棄、虐待事件や不適正飼養に起因する家庭動物等を巡るトラブルも発生しています。このように、国民の動物の愛護に対する関心が高まる中、平成17年6月1日に「動物の愛護及び管理に関する法律」が改正され、国の動物愛護管理に関する基本指針の策定と都道府県の動物愛護管理に関する推進計画の策定、また動物取扱業の登録制の導入や特定動物の飼養許可制度による規制の強化、さらに個体識別措置の推進などが盛り込まれ、平成18年6月1日に施行されました。

県では、こうした改正法の趣旨を踏まえ、環境省が平成18年10月31日に策定した「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」(以下「基本指針」という)に則り、10年後のあるべき姿を目標とした宮城県としての動物愛護管理推進計画を策定するものです。

計画の目的

動物の愛護及び管理に関する県の基本的方向性や中長期的な目標を明確化するとともに、目標達成のための手段や実施主体の設定を行うことにより、計画的かつ統一的に施策を遂行することを目的とします。

計画の期間

平成20年4月1日から平成30年3月31日までの10年間とし、宮城県全域を対象とします。

2 動物愛護管理推進計画の基本理念

環境大臣が定めた「基本指針」に則して、本計画では人と動物が真に共生できる社会を構築するために3つの基本理念を定め、この理念に基づき各種施策を展開してまいります。

基本理念1

動物愛護を通じた生命を大切にする心の育成

動物の愛護の基本は、人においてその命が大切なように、動物の命についてもその尊厳を守ることにあります。命あるものである動物に対して優しい眼差しを向けることができるような態度なくして社会における生命の尊重、友愛及び平和の情操の涵養を図ることは困難です。このため、飼養者に対しては動物の終生飼養を働きかけるとともに、子供たちには動物とのふれあいを通して「他人へのいたわり」や「命の大切さ」を学ぶ機会を設けてまいります。

将来の姿

- ・動物の生命を尊重する意識が向上している

数値目標 犬、ねこ引取頭数：平成29年度目標 4,500頭
(平成18年度の引取頭数約9,000頭を半減する。)

基本理念 2

動物の適正な管理に基づいた人と動物が共生する社会の形成

飼養者は、動物を所有する者としての社会的責任を自覚し、動物の鳴き声や糞尿などの迷惑、そして人や他の動物への危害を防止するため、適正な管理と適正なしつけのもと、動物に合った飼養を行わなければなりません。

飼養者の倫理を向上させる機運を醸成するとともに、動物の性質を理解した正しい飼養方法を啓発するなど、人と動物が真に共生する社会を形成してまいります。

将来の姿

- ・飼養者の倫理が向上し動物が適正に飼養されている
- ・動物取扱業が健全に営まれている
- ・動物介在活動に関し理解が深まっている

数値目標 苦情件数：平成29年度目標 800件

(過去5年間の平均苦情約1,600件を半減する。)

基本理念 3

動物の愛護と管理に関する県民合意の形成と協働関係の構築

人の動物に対する意識や感情は、地域にもよりますが千差万別です。動物の愛護と管理に関する合意の形成は困難を伴うものではありませんが、互いを尊重する気持ちを持つことで合意を形成していくことが可能であると考えています。このため、地域に根付いた形での動物愛護及び管理を広めていくために動物愛護推進員を設置いたします。

さらに、飼養者、動物愛護団体、専門家、動物取扱業者及び行政機関等がそれぞれの役割を果たすとともに、関係者による協議会を設置し、協働関係を構築してまいります。

将来の姿

- ・県民の間における動物の愛護及び管理についての合意が形成されている
- ・関係者によるネットワークが構築されている

数値目標 動物愛護推進員の数：平成29年度目標 100名

3

施策

”基本理念”に基づき、各種施策を計画的に推進してまいります。

基本理念 1：動物愛護を通じた生命を大切に作る心の育成

施策 1

動物愛護思想の醸成及び終生飼養の推進

1 普及啓発

県民が動物の命に対して感謝及び畏敬の念を抱くとともに、動物に関して正しい知識及び理解を持つことができるように、県は、動物愛護推進員、動物愛護団体、獣医師会、動物取扱業者及び市町村等と連携し、学校、地域及び家庭等において、動物愛護週間やふれあい教室などを通して普及啓発に取り組んでまいります。

2 不妊去勢措置の推進

犬、ねこの引取頭数は、平成 18 年度で約 9,200 頭となっております。犬、ねこの引取頭数を減少させる手段の一つとして、不妊去勢措置があります。特に仔ねこが引取頭数の約 74% を占めていることから、ねこの不妊去勢措置を推進してまいります。

保健所では犬、ねこを引取る際に、飼養者に対し不妊去勢措置について指導しておりますが、さらに動物愛護推進員、動物愛護団体、獣医師会及び市町村等関係者と連携し、普及啓発を実施してまいります。

3 犬、ねこの引取有料化

引取頭数を減らすため犬、ねこの終生飼養を指導するとともに、飼養者の安易な犬、ねこの放棄を抑止する有効な手段の一つとして、犬、ねこの引取に関して有料化を図ってまいります。

4 譲渡の推進

引取られた犬、ねこが新たな飼い主のもとで飼養されるよう、譲渡を推進してまいります。譲渡の推進については、動物愛護センター等で実施する犬、ねこの譲渡の他、動物愛護団体、獣医師会及び市町村等関係者連携のもと、より効果的な譲渡のシステムを構築してまいります。

施策 2

動物愛護教育の実施

1 学校等における愛護教育等の実施

学校等と動物愛護団体、獣医師会、市町村及び県等関係者が連携し、動物とのふれあいを通して子供たちの動物を愛護する心を育成してまいります。

また、学校動物飼育担当者等からの動物の病気や飼育管理方法等の相談については、愛玩動物飼養管理士会や獣医師会との連携のもと、適切に助言及び支援してまいります。

基本理念 2 : 動物の適正な管理に基づいた人と動物が共生する社会の形成

施策 3

飼養者への適正飼養に関する知識の普及

1 普及啓発

飼養者に対し、終生飼養や適正飼養の他、虐待や遺棄の防止、動物由来感染症に関する知識についても、県や市町村等関係機関が連携し、広報誌等により広く普及啓発に取り組んでまいります。

また、地域の特性を踏まえながら、集合住宅での動物飼養のあり方や、所有者のいないねこの適正管理について普及啓発し、動物の愛護と管理の両立を目指してまいります。

2 しつけ方に関する講習会の開催・支援

動物愛護センター、保健所、市町村などによる犬のしつけ方教室や、動物とのふれあい教室・移動ふれあい教室を開催してまいります。

さらに、動物愛護センターで新たな飼い主に犬、ねこを譲渡する際には、動物の適正飼養の講習を行うとともに、しつけ方に関する情報を提供してまいります。

また、民間団体等が実施するしつけ方教室等について支援してまいります。

3 保健所による指導

保健所は、犬、ねこなどに関する苦情について、飼養者に対し適正飼養の指導を行ってまいります。

ねこについては、仔ねこの引取頭数半減のため、不妊去勢措置とあわせて室内飼養を推進してまいります。

施策4

犬の登録と狂犬病予防注射接種の啓発

1 市町村、獣医師会及び関係団体との連携による普及啓発

市町村、獣医師会、動物取扱業者及び関係団体と連携し、犬の登録や狂犬病予防注射接種率の向上に向け、普及啓発を行ってまいります。

施策5

捕獲抑留(収容)犬の返還率の向上

1 鑑札及び注射済票の装着等による個体識別の推進

捕獲抑留された犬については市町村で公示されますが、飼養者が判明せず返還できないケースが多いのが現状です。犬の首輪への鑑札や注射済票の装着について、市町村、獣医師会、動物取扱業者及び関係団体と連携し普及啓発してまいります。

また、迷子札や有効な個体識別措置とされているマイクロチップについては、犬、ねこにも装着されるよう、獣医師会と連携し普及に取り組んでまいります。

さらに、捕獲抑留された犬や飼養者が不明である犬、ねこの情報について市町村や警察との共有化を図るとともに、保健所のホームページにも掲載し、飼養者への返還を推進してまいります。

施策 6

健全な動物取扱業者の育成

1 動物取扱業者への指導と育成の推進

保健所は動物取扱業者に対し立入検査を実施し、標識の掲示や販売時における動物の特性や飼養管理方法等に関する事前説明の義務について周知徹底を図ってまいります。また、飼養施設や管理方法が基準に適合しているか確認し、不適切な飼養管理等については、すみやかに改善するよう指導してまいります。

さらに、法令を遵守し利用者に適正なサービスを提供できる優良な業者の育成に努めてまいります。

2 特定動物の適正な飼養保管の徹底と事故防止の指導

特定動物は、動物取扱業者から購入されるのが一般的であり、業者のもとで長期間飼養されることが予想されます。

保健所において、動物取扱業者に対し特定動物の適正な飼養保管及び逸走による人への危害が発生しないように指導してまいります。

また、特定動物の飼養者に対しても、マイクロチップの装着や飼養管理についての指導を徹底してまいります。

さらに、特定動物の無許可飼養を防止をするため、市町村や動物取扱業者等と連携し、許可制度について周知してまいります。

施策 7

動物取扱業者による適正飼養に関する普及啓発

1 動物取扱責任者研修会の開催

動物取扱責任者は、適正飼養に関する知識と技術を習得しておく必要があり、動物を初めて飼う飼い主、特に子供にとって動物取扱責任者のアドバイスは、その動物が飼い主と一緒に生きていくためのスタートであり、大きな意義があります。

このため、保健所で動物取扱責任者に対し、法規に関する知識、動物の生理、生態、習性に関する知識、動物のしつけ方に関する知識及び飼養保管方法に関する知識の習得を目的に研修を実施いたします。

2 動物取扱業者による普及啓発

動物取扱業者は、購入者や利用者に対し、適正な飼養方法をはじめとした動物の取扱いに関する説明を行うことが求められています。

あわせて、動物取扱業者が普及啓発を行うことによって、購入者や利用者による動物の適正飼養が図られるよう連携してまいります。

施策 8

動物の介在活動への理解の促進

1 介助犬等に対する支援

障害のある方が社会参加することを支援するため、盲導犬や介助犬、聴導犬等について、県民の理解を得られるよう普及に努めてまいります。

2 動物介在活動に対する支援

動物とのふれあいにより心の健康を向上させることなどを目的とした活動に対し、支援を行ってまいります。

また、活動に使用される動物については、動物福祉 に配慮するようあわせて指導してまいります。

3 アニマルセラピーに対する支援

医療現場での動物の介在は、治療のための有効な手段であることが知られてきており、県民に理解されるよう啓発してまいります。

動物福祉：動物の扱いに際し、痛みや苦しみ、ストレスを軽減すること。

ここでは、長時間の活動への参加や、移動のストレス等に配慮することを指しています。

基本理念 3 : 動物の愛護と管理に関する県民合意の形成と協働関係の構築

施策 9

地域や社会の実情を踏まえた動物の愛護管理のあり方の合意形成

1 動物愛護推進員の設置

地域の実情を把握し、動物愛護管理の諸施策を積極的に推進するリーダーとして、県は動物愛護推進員を委嘱し、地域に根ざした活動を行ってまいります。

2 意見交換会、研修会の実施

動物愛護推進員、獣医師会、動物愛護団体、動物取扱業者、市町村及び保健所等関係者による愛護と管理の考え方について、合意形成に向けた意見交換を実施してまいります。

市町村担当者や動物愛護推進員等を対象とした研修を行うなど、動物の正しい愛護と管理のあり方について普及啓発を行ってまいります。

施策 10

飼養者、地域住民、動物愛護推進員、動物愛護団体、獣医師会、行政による協働関係の構築

1 協議会の設置

人と動物の関わり方や動物に対する考え方について、県民の間に共通認識を形成するため、動物愛護団体、専門家、動物取扱業者、獣医師会及び行政機関等による協議会を設置し、協働関係を構築してまいります。

施策 1 1

大規模災害に対応できる救護態勢の整備

1 訓練の実施と役割分担の明確化

宮城県と（社）宮城県獣医師会は平成 19 年 3 月に協定を締結し、緊急災害時動物救援本部の受け皿となる仕組みを構築しました。今後、被災を想定し、災害協定に基づく災害動物の救護の現地訓練及び机上訓練を県、獣医師会及び市町村など関係者が連携協力し、計画的に実施してまいります。

2 災害時の被災動物の保護と飼い主募集制度の構築

大規模災害時は、動物が飼養者と離れて生活することが考えられます。飼養者とともに避難しても、多数の被災者が集まる避難所の中で人と同居することは困難なことから、別に設けられた被災動物収容施設に収容される可能性が高くなります。こうしたことから、動物に対して常にしつけを行っておく必要があります。

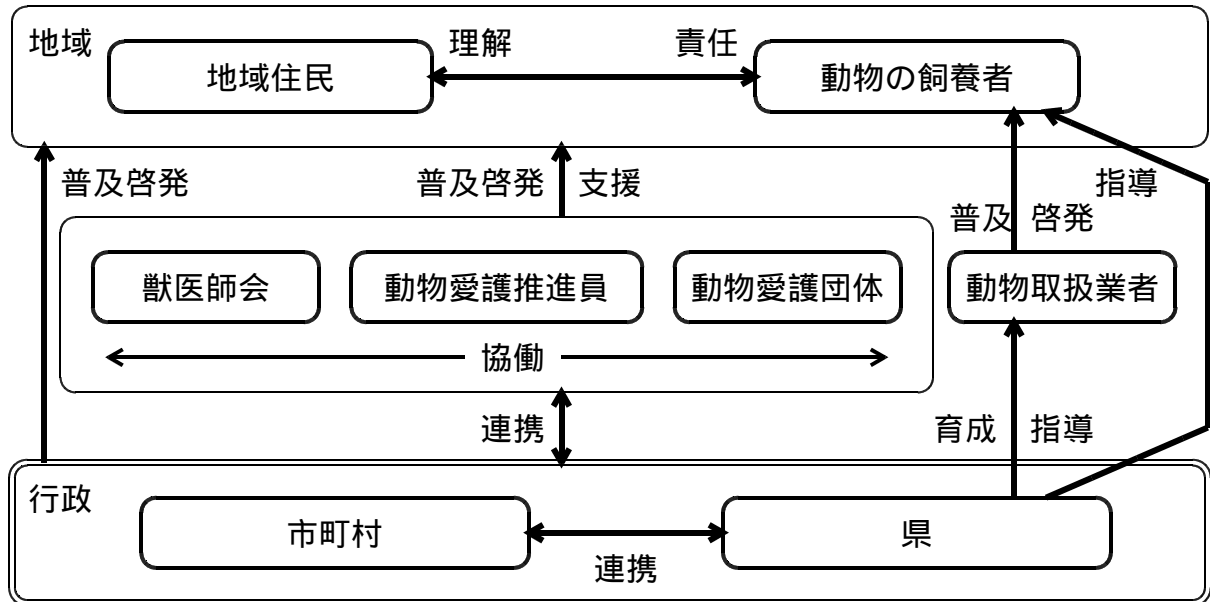
県は、市町村、獣医師会及び動物愛護団体等と連携し、大規模災害発生時に被災者が動物と一緒に避難することを想定した同行避難や、災害時の備えについて飼養者及び県民に対して広く周知してまいります。

また、被災時における飼養者不明の動物を保護し、新たな飼養者を募集するシステムを構築してまいります。

4

計画の推進体制

1 計画の推進体制



2 計画における役割

動物の飼養者：動物の命に対する責任。不妊去勢措置は不必要であるといった考え方等の誤った愛護は、動物の命を犠牲にする可能性があることへの理解と不適正な飼養が人に迷惑をかけるという自覚。飼い主の倫理観の醸成及び人と動物が共生する社会への理解と施策への協力。

地域住民：人と動物が共生する社会への理解及び施策への協力。

動物取扱業者：購入者及び利用者に対し適正なサービスの提供及び正しい愛護と管理に関する情報の発信。

動物愛護推進員：地域に根ざした動物の愛護及び管理に関する普及啓発。

動物愛護団体：譲渡の推進、不妊去勢措置の推進、動物介在活動等の支援。

獣医師会：学校動物に対する相談受付、動物愛護活動への専門的立場での支援。

市町村：地域住民や動物の飼い主への愛護と管理に関する普及啓発。

県：市町村、獣医師会、動物取扱業者及び各関係団体等との連携体制の構築と推進計画について進行管理。

5

計画の見直し

状況の変化に適時的確に対応するため、策定後概ね5年目にあたる平成24年度を目途として、本計画の見直しを行います。

6

施策の実行年度計画

・ ・ 開始年度

	施 策	年度									
		20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
1	動物愛護思想の醸成及び終生飼養の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 普及啓発 ・ 不妊去勢措置の推進 ・ 犬、ねこの引取有料化 ・ 譲渡の推進 										
2	動物愛護教育の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校等における愛護教育等の実施 										
3	飼養者への適正飼養に関する知識の普及 <ul style="list-style-type: none"> ・ 普及啓発 ・ しつけ方に関する講習会の開催・支援 ・ 保健所による指導 										
4	犬の登録と狂犬病予防注射接種の啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村、獣医師会及び関係団体との連携による普及啓発 										
5	捕獲抑留（収容）犬の返還率の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・ 鑑札及び注射済票の装着等による個体識別の推進 										
6	健全な動物取扱業者の育成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 動物取扱業者への指導と育成の推進 ・ 特定動物の適正な飼養保管の徹底と事故防止の指導 										

・ ・ 開始年度

	施 策	年度									
		20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
7	動物取扱業者による適正飼養に関する普及啓発 ・ 動物取扱責任者研修会の開催 ・ 動物取扱業者による普及啓発										
8	動物の介在活動への理解の促進 ・ 介助犬等に対する支援 ・ 動物介在活動に対する支援 ・ アニマルセラピーに対する支援										
9	地域や社会の実情を踏まえた動物の愛護管理のあり方の合意形成 ・ 動物愛護推進員の設置 ・ 意見交換会、研修会の実施										
10	飼養者、地域住民、動物愛護推進員、動物愛護団体、獣医師会、行政による協働関係の構築 ・ 協議会の設置										
11	大規模災害に対応できる救護態勢の整備 ・ 訓練の実施と役割分担の明確化 ・ 災害時の被災動物の保護と飼い主募集制度の構築										

資 料

宮城県動物愛護管理推進計画策定懇話会開催要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年10月1日法律第105号）第6条の規定に基づき、動物愛護管理推進計画を宮城県が策定するにあたり、有識者等の意見を聴取するため、「宮城県動物愛護管理推進計画策定懇話会」（以下「懇話会」という）を開催するものとし、その開催に関し必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2 懇話会は、次の事項について意見聴取を行うものとする。

- (1) 宮城県動物愛護管理推進計画の策定に関すること。
- (2) その他必要と認められる事項に関すること。

(開催)

第3 懇話会は、市町村、関係団体、学識経験者、行政関係者等の中から知事が指名する者（以下「構成員」という）10人以内の出席をもって開催するものとする。

(座長等)

第4 懇話会に、座長を置き、構成員の互選により定める。

2 座長は、会議の進行を行う。

(会議)

第5 懇話会は、知事が招集する。

2 知事は、必要があると認めるときは、懇話会に構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第6 懇話会の庶務は、環境生活部食と暮らしの安全推進課において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、懇話会の開催その他必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年5月29日から施行し、平成20年3月31日を限りこの効力を失う。

宮城県動物愛護管理推進計画策定懇話会委員名簿

区 分	所 属	職 名	氏 名	備考
学識経験者	岩手大学農学部	教授	佐藤 繁 <small>さとう しげる</small>	座長
学識経験者	河北新報社	編集委員	寺島 英弥 <small>てらしま ひでや</small>	
専門団体	(社)宮城県獣医師会	事務局長	高橋 勝一 <small>たかはし しょういち</small>	
関係団体	宮城県愛玩動物飼養管理士会	委員長	小野 めぐみ <small>おの</small>	
業界団体	東北ペット専門店組合	代表	甲羽 良平 <small>こうは りょうへい</small>	
地方公共団体	仙台市健康福祉局保健衛生部	部長	高橋 宮人 <small>たかはし みやと</small>	
地方公共団体	登米市市民生活部環境課	課長	塩澤 孝紀 <small>しおざわ こうき</small>	
地方公共団体	亘理町町民生活課	課長	岡元 継男 <small>おかもと つぐお</small>	

宮城県動物愛護管理推進計画策定懇話会の開催経過

月日	内容
平成19年6月15日	第一回宮城県動物愛護管理推進計画策定懇話会開催 「宮城県動物愛護管理推進計画」の策定について ・計画策定の背景、計画の概要について説明 ・計画骨子案について説明、協議
平成19年7月27日	第二回宮城県動物愛護管理推進計画策定懇話会開催 「宮城県動物愛護管理推進計画（素案）」について ・計画素案について説明、協議
平成19年9月26日～ 平成19年10月31日	「宮城県動物愛護管理推進計画（中間案）」に対する パブリックコメントの募集
平成19年9月26日 } 平成19年10月12日 } 平成19年10月15日 }	「宮城県動物愛護管理推進計画（中間案）」に関する 市町村説明会の実施
平成19年10月26日 } 平成19年10月30日 }	「宮城県動物愛護管理推進計画（中間案）」に関する 県民説明会の実施
平成19年11月16日	第三回宮城県動物愛護管理推進計画策定懇話会開催 中間案に対し寄せられた意見とその意見に対する考 え方について 「宮城県動物愛護管理推進計画(最終案)」について